

## ●蒲郡市景観計画策定委員会等 開催経過

	日時	会議	議題
平成 29 年度	H29年11月21日	第1回 作業部会	1 景観計画に関する説明
	H29年12月21日	第2回 作業部会	1 ゾーン別景観形成方針
	H30年1月24日	第1回 幹事会	1 蒲郡市の景観特性と課題 2 景観計画区域と景観の形成に関する方針
	H30年2月9日	第1回 策定委員会	1 蒲郡市の景観特性と課題 2 景観計画区域と景観の形成に関する方針
平成 30 年度	H30年5月9日	第3回 作業部会	1 届出対象行為及び景観形成基準について 2 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針 について
	H30年7月6日	第4回 作業部会	1 前回作業部会の検討事項について 2 良好な景観形成の推進に向けて
	H30年8月16日	第2回 幹事会	計画書素案について ・前回までの内容について ・届出対象行為及び景観形成基準について ・景観重要建造物及び景観形成基準について ・良好な景観形成の推進に向けて ・計画書素案について
	H30年8月31日	第2回 策定委員会	計画書素案について ・第1回策定委員会を踏まえた内容について ・届出対象行為及び景観形成基準について ・景観重要建造物及び景観形成基準について ・良好な景観形成の推進に向けて
	H30年10月2日～ 10月31日	パブリック コメント	蒲郡市景観計画（案）について
	H30年12月25日	蒲郡市都市 計画審議会	蒲郡市景観計画（案）について

	H31年1月29日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 第2回 策定委員会を踏まえた内容について</li> <li>2 パブリックコメント実施の結果報告について</li> <li>3 蒲郡市都市計画審議会意見聴取の結果報告について</li> <li>4 運用までの流れについて</li> </ul>
	H31年3月19日	—	蒲郡市景観条例公布・一部施行
平成 31 年 度	H31年4月1日	—	蒲郡市景観計画策定
	H31年7月1日		蒲郡市景観条例全面施行 蒲郡市景観計画運用開始

## ●蒲都市景観計画策定委員会 委員名簿

区分	氏名	所属等	分野
学識 経験者	大貝 彰	国立大学法人豊橋技術科学大 学理事・副学長	都市計画
〃	浅野 純一郎	国立大学法人豊橋技術科学大 学建築・都市システム学系教授	都市計画
各種団体	青山 俊樹	愛知建築士会 蒲郡支部	建築
〃	鹿野 公朗	蒲都市観光協会 事務局長	観光
〃	鈴木 寿明	蒲郡商工会議所	産業
〃	鈴木 庸子	蒲郡にじの会	協働
〃	鈴木 紀子	蒲郡商店街振興組合	商業
〃	岡田 光男	蒲都市文化財審議会	文化財保護
〃	石川 毅	蒲都市農業協同組合 営農販売部農地センター センター長	農業
〃	杉本 直之	愛知県広告美術業協同組 合東三河支部支部長	屋外広告物
その他	小林 貞介	西大塚総代	住民
〃	鈴木 清貴	知柄総代	住民
〃	鈴木 成人	蒲都市都市開発部 部長	行政
オブザーバー	桜井 種生	愛知県建設部公園緑地課 課長	行政

※任期：委嘱の日から蒲都市景観計画策定まで

## ●蒲郡市景観計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、蒲郡市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 委員会は、蒲郡市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定に関する検討事項その他必要な事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第5条 委員及びオブザーバーの任期は、当該委員及びオブザーバーの委嘱の日から景観計画策定の日までとする。

2 委員及びオブザーバーに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員が代理人にその権限を委任した場合には、代理人を出席委員とみなす。
- 3 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより円滑な議事運営に支障が生じると認められる内容については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第8条 委員会に、景観計画の策定に関する検討事項に係る内容等の調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる課又は公所の長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市計画課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員会に報告する。

(作業部会)

第9条 委員会に、景観計画の策定に関する検討事項について調査研究するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表に掲げる課又は公所の長の推薦により、その所属する職員をもって構成する。

(関係者の出席)

第10条 委員会、幹事会及び作業部会（以下「委員会等」という。）は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第11条 委員会等の事務局は、都市開発部都市計画課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、景観計画策定の日限り、その効力を失う。

別表（第8条、第9条関係）（幹事会及び作業部会）

企画政策課
観光商工課
農林水産課
環境清掃課
土木港湾課
道路建設課
建築住宅課
都市計画課
博物館